

(仮訳)

プレス・リリース

2026 年 10 月 1 日

バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委」）は、監督・規制上の取組みを前進させ、グローバルな銀行システムのリスクと脆弱性について議論。

- グローバルな銀行システム及び監督当局における人工知能を巡る動向、現代化に向けた取組み、並びにバーゼル委の今後の作業計画への含意について意見交換。
- グローバルなシステム上重要な銀行の年次評価、期末時点のウィンドウ・ドレッシング行動を抑制するための改定、及び機械可読性の高い第3の柱の開示に関する最終基準を承認。
- 銀行勘定の金利リスクに関する第2の柱の追加的なガイダンスについて市中協議を実施すること、及び銀行の暗号資産エクスポージャーに係る健全性基準の的を絞ったレビューについて年末までにアップデートを提示することに合意。

バーゼル委は、2026 年 9 月 28-29 日にインドネシアで会合を開催し、様々な分析・監督・規制上の取組みについて議論した。

デジタル化

バーゼル委は、人工知能（AI）の動向について意見交換を行った。2026 年 5 月 19-20 日に開催された[前回の会合](#)以降、こうした動向は目覚ましい速さで進展を続けている。AI エコシステムの金融面でのフットプリントも急速に拡大しており、レバレッジの利用が増加するとともに、資金調達の相互関連性も高まっている。フロンティア AI は、金融サービスの効率性とイノベーションを向上させる大きな可能性を有する一方、サイバー攻撃や金融システム内の相互に関連した依存関係など、オペレーション上の脆弱性を増幅させる可能性もある。フロンティア AI を重要な金融機能に組み込むにあたっては、慎重なガバナンス、頑健なリスク管理及び監督当局による継続的な注視が必要となる。

バーゼル委はまた、サイバーリスク及び AI の動向に焦点を当て、オペレーショナル・リスクの[枠組み](#)に定める既存の「事象の種類別」の損失区分が十分かつ適切であるかをレビューすることに合意した。バーゼル委は引き続き、AI の動向を注視し、監督上の含意について議論していく。

バーゼル委は、機械可読性の高い第3の柱の開示に関する[市中協議](#)を踏まえ、銀行による開示のための革新的かつ効率的な手段を提供する最終基準を承認した。国際的に活動する銀行による[第3の柱の開示](#)は、主要なリスク指標に関する重要な情報源である。こうした開示は、市場規律を促進し、外部のステークホルダーに銀行のリスクプロファイルに関する包括的な情報を提供することに資する。しかしながら、現在、ほとんどの銀行はPDF形式のみで開示を行っており、銀行横断的にデータを集計、処理及び比較することが困難となっている。最終基準は年末頃に公表される予定である。

暗号資産

バーゼル委は、銀行の暗号資産エクスポージャーに係る健全性[基準](#)の的を絞った要素をレビューしている。バーゼル委は当該レビューを前進させ、年末までにアップデートを提示する予定である。

グローバルなシステム上重要な銀行

バーゼル委は、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の2025年末時点の評価結果を承認した。この結果は金融安定理事会（FSB）に提出され、後日、FSBは2026年のG-SIBsリストを公表する予定である。

バーゼル委は、先般の[市中協議](#)を踏まえ、ウィンドウ・ドレッシング行動を抑制するためのG-SIBs評価枠組みの改定を承認した。銀行によるウィンドウ・ドレッシングは、バーゼル委の基準が意図する目的を損ない、金融市場のオペレーションを混乱させるリスクがある。当該改定は今月中に公表される予定である。

バーゼル委はまた、欧州銀行同盟域内の国境を越えたエクスポージャーの取扱いをG-SIB枠組みに組み込むことの是非について意見を求めるため、G-SIB評価手法の改定案を公表することに合意した。当該市中協議文書も今月中に公表される予定である。

銀行勘定の金利リスク

バーゼル委は、銀行勘定の金利リスク（IRRBB）に係る[基準](#)を2016年に公表した。バーゼル委は、当該基準が意図した目的を達成しているかについて実証的な評価を行い、銀行によるIRRBBの管理に具体的な改善の余地があることを確認した。これを受け、バーゼル委は、IRRBB枠組みの実施を強化するため、銀行及び監督当局を対象とする第2の柱の追加的なガイダンスについて市中協議を行

うことに合意した。市中協議文書は来月公表される予定である。

監督ツール

バーゼル委は、監督の実効性を強化するための継続的な取組みの一環として、信用リスク及びガバナンスに関する追加的な任意の監督ツールを開発した。これらのツールは、様々な監督実務に関する情報共有を促進するものであり、これらを活用する監督当局が、監督下にある銀行のリスクを監視し、各金融機関の規模、複雑性及びリスクプロファイルに応じて監督上の要件を調整する上で有用となりうる。

流動性

バーゼル委は、2008 年 9 月に公表された「[健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則](#)」について、的を絞った改定を検討している。バーゼル委は、同諸原則の公表以降の規制面、監督面及び構造面での進展を反映するため、改定することが有益となりうる具体的な事項について検討している。本作業に関するアップデートは今年中に提示される予定である。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策

バーゼル委は最近、主要な監督実務及び課題を特定するため、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML/CFT）のリスク評価に用いるデータ及び手法について、19 法域を対象にサーベイを実施するとともに、関連するワークショップを開催した。サーベイ及びワークショップは、リスクベースの監督及び実効的な監督上の判断を強化する様々なアプローチを特定した。結果の概要は今月中に公表される予定である。

実施状況

バーゼル委は、[規制の整合性評価プログラム（RCAP）](#)の一環として、オーストラリア、カナダ、日本、韓国、スイス及び英国におけるレバレッジ比率の実施状況に関する法域別の審査報告書を承認した。これらの報告書は今月中に公表される予定である。

バーゼル委議長であり、スウェーデン中央銀行総裁であるエリック・テデーン氏は、以下のように述べた。

「今週開催されたバーゼル委員会合では、メンバーがグローバルな銀行システムのリスクと脆弱性について議論するとともに、監督・規制上の取組みを前進させることができた。また、メンバーによる現代化に向けた取組みの進捗を確認し、バーゼル委の作業計画について初期的な意見交換を行うとともに、バーゼル委のガバナンス及び業務遂行の仕組みが、成果重視であり、適切で、グローバルな銀行システムの変化するニーズに対応したものに確実になるようにするための最善の方法について議論する機会ともなった。」